公　告

諸　事　項

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 27 年 11 月 18 日

近畿地方整備局長　山田　邦博

1　処分をした年月日　平成27年６月５日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社たけでん　仲藪　佳典　大阪府大阪市旭区今市１－15－15　国土交通大臣許可（般－23）第16932号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（屋根工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成27年６月５日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 27 年 11 月 18 日

近畿地方整備局長　山田　邦博

1　処分をした年月日　平成27年６月12日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社三晃空調　齋藤　昌宏　大阪府大阪市北区西天満３－13－20　国土交通大臣許可（特－27）第4662号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、電気工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成27年６月12日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 27 年 11 月 18 日

近畿地方整備局長　山田　邦博

1　処分をした年月日　平成27年６月17日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　日新電機株式会社　小畑　英明　京都府京都市右京区梅津高畝町47　国土交通大臣許可（特－24）第1882号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（水道施設工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成27年６月17日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 27 年 11 月 18 日

近畿地方整備局長　山田　邦博

1　処分をした年月日　平成27年６月18日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社明電エンジニアリング西日本　池田　一秀　大阪府大阪市中央区安土町３－４－10　国土交通大臣許可（特－25）第25131号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業、電気通信工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成27年６月18日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 27 年 11 月 18 日

近畿地方整備局長　山田　邦博

1　処分をした年月日　平成27年６月19日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　大成ハウジング北陸株式会社　破産管財人　森口　功一　福井県福井市大願寺２－９－16　国土交通大臣許可（特－23）第17475号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、大工工事業、内装仕上工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成27年６月19日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 27 年 11 月 18 日

近畿地方整備局長　山田　邦博

1　処分をした年月日　平成27年６月22日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　テックビルサービス株式会社　中村　健吾　大阪府大阪市浪速区桜川１－７－23　国土交通大臣許可（般特－24）第24838号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（左官工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、熱絶縁工事業に関する一般建設業の許可並びに土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゆんせつ工事業、水道施設工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成27年６月22日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 27 年 11 月 18 日

近畿地方整備局長　山田　邦博

1　処分をした年月日　平成27年６月23日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ＤＯ－ｔｅｃ株式会社　大槻　　睦　京都府京都市伏見区桃山羽柴長吉西町23－５　国土交通大臣許可（般－27）第13758号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（大工工事業、左官工事業、屋根工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、造園工事業、建具工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成27年６月23日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 27 年 11 月 18 日

近畿地方整備局長　山田　邦博

1　処分をした年月日　平成27年６月23日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　八千代電設工業株式会社　岩橋　貞雄　大阪府大阪市中央区森ノ宮中央１－１－38　国土交通大臣許可（般特－22）第4329号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（塗装工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成27年６月23日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。